史料紹介

「真如堂記録」の紹介(四) ~ 「元禄五年日並記」

(

井

上

幸

治

じめに

し、紹介する。 堂」)が所蔵する元禄五年(一六九二)十~十二月の「日並記」を翻刻堂」)が所蔵する元禄五年(一六九二)十~十二月の「日並記」を翻刻本稿では、真正極楽寺真如堂(天台宗、京都市左京区、以下、「真如

れる。 ある。 じで糸綴じしなおしている(法量は同一)。墨付きは四四枚。また底部 り、さらにそれらの外側に厚紙の表紙を別に付け、すべてを四つ目綴 まず今回翻刻する日並記の原本について、 法量は竪二三・三センチメートル、横一六・五センチメートルで (地) には、右から左に向かって、 計 本来の表紙 本」については、未詳。 (現状は内表紙)と、新たに付された外表紙とがあ 「元禄五冬 簡単に記す。 計 本」と記さ 形態は 竪

代えたい。
以下では、今回翻刻分の内容から、主なできごとを紹介し、解題に

、寺改による由緒書の提出

へ提出している。幕府はこの年五月末に、「寺改」を命じていた。江真如堂はこの年、寺改への返答として、由緒書を東叡山(寛永寺)

戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改戸本代が、

ていることがわかる。
ま江戸へ送られたのではなく、町奉行所でも確認したうえで作成されこのように、寺改の書類は、各寺において作成されたものがそのま

坊が山門華王院(東塔執行代であろう)まで出向いたところ、そこで東皆が、山門執行代から伝えられてきた。そこで九日、真如堂から覚円面を八月九日に山門執行代へ提出したらしい。ところが本翻刻史料に加ると、それは山門執行代へ提出したらしい。ところが本翻刻史料にが、知恩院と同じ頃に指示が伝わったのであろう。前後の記述から推真如堂の場合、五月頃の日並記が残っていないため確認できない

はおおよそ次のような内容が記されていた。純)・仏頂院(義天)の二人が、東叡山寛永寺の両執当である。そこに叡山両執当からの書簡を見せられている。書簡に名を記す覚王院(最

- ・真如堂は今回、「日光御門跡御支配」と記した帳面を提出している。
- 付東叡山末寺」と記している。・過去の朱印改の際(寛文五年のことか)に提出した帳面には、「
- ・今回の書き方では、格式が低くなるが、不都合ではないか?
- 齬があると真如堂のためにならない。
 江戸では、朱印改の帳面と今回の帳面とを比較する予定なので、
- ・朱印改の帳面に揃えて、書き直した方がよい。

へて江戸へと送られたであろう。
ことも、相談済みであった。再提出された帳面は、山門執行代の手を王院へ持参している。その日付は、最初のものと同じ八月九日とする正院へ持参している。その日付は、最初のものと同じ八月九日とする通りに書き直すことに決し、覚円坊は、書き直した帳面を十二日に華通りに書き直すことに決し、覚円坊は、書き直した帳面を十二日に華

うかがえる。 本寺書の書き様について、 というのも真如堂では、 である。 と記したのは、書き誤ったわけではなかったと思われる。 めていたようであるが、東叡山におけるチェックによって露見したの なお真如堂が、「本寺付東叡山末寺」ではなく「日光御門跡御支配 これ以上の言及は避け、 「寺改本寺書之儀、 青蓮院門跡尊證入道親王を師としており、 密かに本寺書を改めようとしたのだが、失敗したのである。 改定意図と関わっていることが想起されよう。ただし現状で 格式の降下も承知のうえであろう。 願相調不申由」を報告している。 十月十九日に覚円坊が青蓮院門跡の許を訪 事前に青蓮院門跡には相談していたことが 今後の検討課題として残しておきたい。 そうした統属関係の 真如堂住職である尊 真如堂は、 意図的に改

容が記されていた。日に再び山門執行代から書状が届く。そこにはおおよそ次のような内日に再び山門執行代から書状が届く。そこにはおおよそ次のような内寺改の帳面については、これで一段落と思われていたが、十一月八

- うな指示をうけた。 山城国の分の下書きを京都町奉行所で見てもらったところ、次のよ
- ころもある。
 洛中には、除地(御朱印地・除地)か年貢地かの区別が不明瞭なと
- だ。

 洛外は、除地(御朱印地・除地)か年貢地かはっきりしているはず
- へ届け出ている。

 へ届け出ている。

 (元真如堂は御朱印地)ことを、即日、山門執行代きともに除地である(元真如堂は御朱印地)ことを、即日、山門執行代これをうけて真如堂では、末寺として記載されている元真如堂・高林・帳面に、除地(御朱印地・除地)か年貢地かを明示するように。

をかけて作り上げられていったことがわかるだろう。町奉行・比叡山・東叡山といった各レベルでの見直しをへて、数か月町を行いよる寺改の書類は、個々の寺院が書き記したものをもとに、

一、十二月一日の火災

南側では大聖寺宮・陽徳院 石薬師通を北側へ飛びこえ、 四条家・松木家(中御門家)・大乗院宮などの屋敷が焼失。また、火は え広がった。 していたが、 御所の北東に位置し、 十二月一日午上刻、 そのため、 強い南西の風が吹いていたため、 西隣には有栖川宮邸、 青蓮院宮里坊より出火した。この里坊は、 被害は石薬師通に沿って東へ広がり、 (養徳院)・高倉家・愛宕家・白川伯王家・ 伊勢祭主藤波家・樋口家などの屋敷が焼 南隣には飛鳥井邸が所在 火は東北~東方面へ燃 通りの

う。

般庶民の暮らす町家も広がっていた。失している。こうした公家衆の屋敷だけでなく、周囲にはもちろん一

東北院と続き、その次に所在していたのが、真如堂である。受けた。南から順番に、法性寺、大興寺、迎称寺、正定院、極楽寺、には、寺町を構成する寺院が建ち並んでいたが、法性寺以北が被害を火は石薬師通の南北を東へ進み、遂には寺町通も飛びこえた。そこ

東如堂の北側は今出川通であり、通りの北側には立本寺が所在して は霊元院(本院)の御殿が所在していたが、そこが焼けたという記述 は霊元院(本院)の御殿が所在していたが、そこが焼けたという記述 は霊元院(本院)の御殿が所在していたが、そこが焼けたという記述 は霊元院(本院)の御殿が所在していたが、そこが焼けたという記述 はない。寺町通や寺院境内の空地により、専町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東側へも広がり、一部は鴨 はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、東町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、寺町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、寺町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、寺町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、神町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、神町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、神町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、神町以東の被害は小規模に はない。寺町通や寺院境内の空地により、神町以東の被害は小規模に

い風にあおられ、比較的短時間に燃え広がったのであろう。被害は広範囲に及んだものの、火災は申下刻には鎮火している。強

「斬罪」に処されている。
にの火災では、公家町の屋敷が多く被災しているが、建物の大きさにの火災では、公家町の屋敷が多く被災しているが、建物の大きさにの火災では、公家町の屋敷が多く被災しているが、建物の大き

ようである。それらへ対応するため、再確認を求めたものといえよ日が続いており、一日の火災以外にも、小規模な火災が頻発していたが確認されているが、十一月末から十二月初頭にかけては、風の強い三か条からなる触書が十一日付で京都に出されており、火事への対応この火災の連絡は、六日に江戸へ届いている(『徳川実紀』)。また、

である。

である。

である。

である。

である。

である。

である。

である。

での、

である。

は、下書きのままなのではなかろうか。

しかし十二月朔日以降のものは、明らかに乱雑に書かれているうえ、しかし十二月朔日以降のものは、明らかに乱雑に書かれているうえ、しかし十二月朔日以降のものは、明らかに乱雑に書かれているうえ、正どとの行どの記述は、比較的読みやすい文字で書かれており、丁ごとの行ど記述された文字を見ても、その違いは明らかである。十一月十七日記述された文字を見ても、その違いは明らかである。十一月十七日

していたと類推している。
これらの様子から、真如堂では、日並記を次のような手順で書き遺

- ① 毎日の記述を残す (下書き)。
- ② ①の下書きが一定量(半月ほど)たまると、清書する。

書以前の下書きの状態のまま火災に遭ったため、失われてしまったの七日までしか清書していなかったのだろう。十八日以降の記述は、清記されていたはずである。しかし十二月朔日の段階で、まだ十一月十毎日清書をしていたのであれば、火災のおこった直前まで、日並記が

だろう。

一、仮堂建設と寺地移転

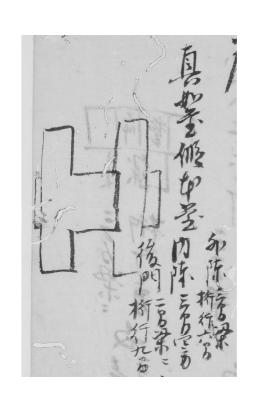
ってくる。十二月朔日以降の記述からは、復興をめざす関係者の姿が浮かびあ

(3)。 そもそも真如堂は、本堂を再建したところであった。三重塔など未建設の堂舎もあり、寺内ではまだ、造立作業が進められていたはずで体的な提案を申し出ている(五日条)。四十八人講については、十夜体的な提案を申し出ている(五日条)。四十八人講については、十夜体的な提案を申し出ている(五日条)。四十八人講については、十夜はいい。

る。 は、 である。仮堂建設は、 められたであろう。「仮堂之絵図」 どのような建物を建てるのかが検討され、また焼失後の片付け等も進 日には普請が始まっている。恐らく四・五日のころには、 対して真如堂は、 これを受けて中井は、七日に現地を確認しに出向いている。 同じ七日には建築に向けた入札結果が明らかになっており、 六日には固まっていたようで、大工頭中井の許に伝達されてい 仮堂の普請に向けて動いている。 きわめてスピーディーに始まったのである。 が町奉行へ報告されるのは、 仮堂の建築計画 仮堂として 九日

もって、この年の日並記は終わっている。れたことがわかる。そして廿五・廿六日に遷仏がなされ、その記述をノ用意」(内装)に取りかかっていることから、一五日ほどで建設さその後、仮堂普請は順調に進んだものとみられ、廿二日には「仮堂

はない。本尊が納まる内陣は三間四方であり、その前後に、三間×六短期間で建てられているものの、仮本堂の規模は決して狭いもので



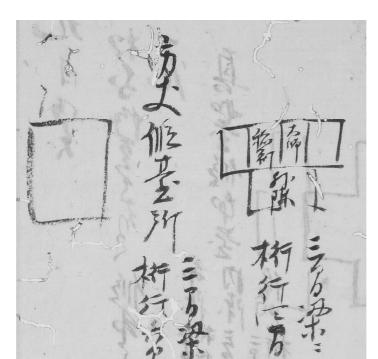


写真1 12月9日条 仮本堂の図

る。

り、急ピッチでの作業が遂行されたものと思われる。 目で完成したかは未詳だが、仮本堂だけでも、一五日で建てられておす(三間×六間半)も建てている(写真2)。これらのすべてが、一五文(三間×六間半)も建てている(写真1)。境内に所在していた稲荷字のような形態の建物であった(写真1)。境内に所在していた稲荷宮ど三社も、仮本堂とは別の一字(三間×四間)にまとめられ、仮方は、三間×六間半)も建てている。上から見ると横線が突き出た「H」間の外陣と、三間×九間の後門が附属し、さらにそれぞれの外側に一間の外陣と、三間×九間の後門が附属し、さらにそれぞれの外側に一

代・町奉行たちは、別の計画を考えていた。のであるが、真如堂のような広い敷地が全焼したことにより、所司のであるが、真如堂のような広い敷地が全焼したことにより、所司がいくつも復旧工事を始めていたであろうから、町奉行等としても、がいくつも復旧工事を始めていたであろうから、町奉行等としても、であるが、真の計画を考えていた。

ようというのである。 大工頭中井から、浄土寺村の元真如堂へと移転させい。 大工頭中井から、浄土寺村の元真如堂の土地を「間地打」十二日、大工頭中井から、浄土寺村の元真如堂の土地を「間地打」十二日、大工頭中井から、浄土寺村の元真如堂の土地を「間地打」

であろう。移転が沙汰止みとなるように働きかけているようにも見え側へ伝えている。明確には記されないが、できれば移転は避けたいのして、不安を隠さない。また、宮門跡・公家衆の墓があることを中井真如堂へ「引込」むことになれば、それは真如堂の「衰徴」であると真如堂の関係者は大いに驚き困惑したものと思われ、以後、その対真如堂の関係者は大いに驚き困惑したものと思われ、以後、その対

る。 しかし十八日には、墓がある曼殊院門跡(竹内門跡)・勧修寺家・七しかし十八日には、墓がある曼殊院門跡(竹内門跡)・勧修寺家・七しかし十八日には、墓がある曼殊院門跡(竹内門跡)・勧修寺家・七しかし十八日には、墓がある曼殊院門跡(竹内門跡)・勧修寺家・七

う。 の発案は、 堂の移転は、 たことになる。 六日に第一報を受けた直後に、真如堂移転の指示を京都に向けて発し あること、 江戸からの指示であったならば、火事の報が江戸に届いたのが六日で 中井らは、十二日には移転へ向けた調査に動きはじめている。 転については、 し実質的には、 実は、 正式に寺地移転が申し渡されるのは、 江戸~京都の連絡に五日はかかることなどを考慮すると、 京都にいた所司代や町奉行らであったとみなすべきであろ 最終的な決定は「関東命」であったかもしれないが、そ それはあまりにも早すぎるのではないだろうか。真如 被災一か月以内に移転は内定していた。そしてこの移 「関東命」により移転したとも記されるが、 翌年三月である。 町奉行 しか

外へと移転させただけであった。がっていないのである。単に真如堂をはじめとする四か寺を鴨東・郊で利用されはじめており、禁裏・公家町の整備などの計画にはつなかではない。というのも、真如堂が転出した跡地は、すぐに町家としまたこの寺地移転については、その真意がどこにあったのかも明ら

が、その跡地はしばらくの間、空地として維持され、その後、公家町一方、たとえば宝永大火の際には、多くの町家・寺院が移転された

幕末まで一貫して町家であった。 まったく実施されておらず、 見られない。当初は何らかの計画があった可能性も捨てきれないが、 再整備が行なわれている。そのような計画的な動きは、 未詳とせざるをえない。現地はこの後

むすびにかえて

実に行なっていたのである。 堂の僧侶や関係者は、こうしたできごとへの対応を、困惑しつつも着 の発意主体が在京武家の人々であったことも間違いないだろう。 わめて短期間に決定されていることが明らかである。それゆえ、 が速やかに行われていることがわかり、また元真如堂への移転も、 る当事者による記述であることは、貴重である。また仮堂などの建設 介した。十二月朔日の火災について、またその後の再興・移転に関 本稿では、 元禄五年十月~十二月の真如堂「日並記」を翻刻 移転 き 紹

うに、 如堂の被害は甚大であったが、京都全体としては部分的な被害でしか た。また五日には、四十八人講中が具体的な復興案を提示してきたよ れよう。強風にあおられ、火勢は激しかったものの、鎮火も早かっ 被害が禁裏をはじめ、 のであろう。 こうして、被害は大きいものの、 関係者の被害も小さかったことが、早期復興の力をもたらした 恐らく講中の人びとの多くも、被災していないのであろう。真 他の大規模施設には及んでいないことがあげら 復興がスムーズに進む背景には、

註

1 真如堂記録研究会及び井上幸治は、これまでに元禄二~四年の記録を翻

- 刻・紹介している。真如堂記録研究会「『真如堂記録』の紹介 ~元禄二年 如堂記録』の紹介(二)~「元禄三年日並記」~」(同六六三号、二〇一九 号、二〇二一年)。 年)、同「『真如堂記録』の紹介(三)~「元禄四年日並記」~」(同六七四 「鈴麿得度記」~」(『立命館文学』六四四号、二〇一五年)、井上幸治「『真
- 京都町触研究会編『京都町触集成 の一~三号(元禄五年月日未詳)が、その際の触に該当するものと思われ 第一巻』(岩波書店、一九八三年)所収

2

- 3 朴沢直秀「近世の仏教」(『岩波講座日本歴史第11巻近世2』岩波書店、
- 4 『知恩院史料集 日鑑・書翰篇 _ (総本山知恩院史料編纂所、 九七四
- 5 両執当の人名比定は、『徳川実紀』元禄五年八月五日条・元禄六年三月廿 日条による。
- 6 藤田和敏「近世前期郷鎮守における神宮寺と本末関係の形成」(『近世郷 らは、寛文五年朱印改の際に作成された帳面の記載にしたがった判断を下 国甲賀郡の矢川寺をめぐる本末関係をめぐって訴訟がおこり、山門執行代 している。判断基準の類似が、注目されよう。 の研究』吉川弘文館、二〇一三年)によると、元禄五年の寺改の際、近江
- 7 同様の届書は、相国寺でも求められている。相国寺には、十一月廿日に南 禅寺金地院から連絡があり、 三巻(思文閣出版、一九八八年)参照。 十二月中旬に提出している。 『相国寺史料』第
- 8 火災の状況については、『通誠公記』・『続史愚抄』の同日条を参照。 屋敷配置については、延宝五年(一六七七)の「[新改] 裏図集成』京都市歴史資料館、二〇一六年)を参照 市歴史資料館所蔵「大塚コレクション」、画像は『叢書 京都の史料14 内裏之図」(京都 内
- 9 「記録」元禄五年十二月朔日条(『北野天満宮史料 天満宮、一九九六年)。 宮仕記録 続 北野
- $\widehat{13} \ \widehat{12} \ \widehat{11} \ \widehat{10}$ 京都町触研究会編『京都町触集成 第一巻』(前掲)
 - 『通誠公記』元禄五年十二月七・十三・十五日条。
 - 本堂再建については、元禄三・四年日並記の紹介(註(1))を参照
- 四十八人講については、元禄三・四年日並記の紹介 (註(1)) においても
- 旨を記すが、真如堂への正式な通知は同年三月であった(『華頂要略』巻第 『続史愚抄』には、元禄六年六月の出来事として、 日付を明示せずに移転の

14

- へ遷座したのは、元禄六年八月のことである。三十六門下伝・院家伝第三「上乗院」)。なお御本尊が、仮堂から元真如堂
- (15)「季連宿禰記」元禄六年八月二十三日条(東京大学史料編纂所データベース
- 任)である。 町奉行は、小出守里(西、元禄三年正月任)・松前嘉広(東、元禄五年四月(16)当時の京都所司代は小笠原長重(三河吉田藩主、元禄四年閏八月任)、京都

(佛教大学非常勤講師)

成果の一部である。 (附記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(課題番号 23K00078)による

【史料翻刻 凡例】

- (一六九○)の日並記を翻刻したものである。一、本史料は、真正極楽寺真如堂(京都市左京区、天台宗)が所蔵する元禄五年
- 、翻刻にあたっては、以下の原則にしたがった。
- あらわれる人名で、旧字・新字を混用しているような場合は、新字で統一しなどは用いない。ただし固有名詞・人名等はその限りではない。また何度も1 原則として新字・常用漢字・通常の字体を用い、旧字・異体字・変体仮名

/ ,

3

- 2 合体字のうち、「ゟ」(より) はそのまま用いた。
- 小文字で書かれた送り仮名や割書は、本文中に〈 〉内で示した。
- 4 破損・虫損などによって解読できない部分は、おおよその字数を類推し、
- 「亰攵)末肖・挿しは、そりままな、√又央 ~こ□で示した。類推できない場合は、「]とした。
- 5 原文の抹消・挿入は、そのまま本文へ反映した。
- 平出・闕字などの表現は、そのまま残した。
- 一、原本の改丁・表裏は、末尾に(」)を付して示した。
- 一、適宜、本文に読点(、)・並列点(・)を補った。
- なお、初出のみに止めた。

 、誤字・脱字をはじめ、人名などの注記を、本文右傍の()内に示した。
- し深甚なる謝意と敬意を表す。月一八日逝去)撮影の画像データも活用した。ここにその旨を記し、故人に対号、二〇一五年一〇月)を参照されたい。また故真渕紳一氏(二〇二一年一一「『真如堂記録』の紹介」~元禄二年「鈴麿得度記」~」(『立命館文学』六四四一、翻刻に用いた画像データの撮影やその経緯等については、真如堂記録研究会
- る真正極楽寺真如堂の方々より便宜を得た。ここに改めて、深甚なる謝意を表、本史料の翻刻および本稿の発表にあたっては、貫主奥村慶淳様をはじめとすし 注きなる 調言と 荷恵をまる

「元禄五

「元禄五〈壬/申〉歳

冬日並之記

鈴聲山

(内表紙)

春夏秋不足

「元禄五〈壬/申〉歳

鈴聲山_

冬 日並之記

(内表紙裏)

「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」

元禄五〈壬/申〉歳十月大

一、己心院法印御忌日、御弟子衆御斎〈ニ〉入来、朔日〈丙/子〉晴天

、御院家、本堂・諸堂・己心院御廟〈エ〉御

参詣、

、明二日慈眼大師五十回忌〈ニ〉付、惣寺中方丈〈エ〉

出座、法花六之巻読誦、御院家御焼香、

回向七位、

、金光院良盛入来、扇子三本入持参、

、祀堂七日別時開白、 一、金子百疋丸山道全

持参、東山之地子也、

二日〈丁/丑〉晴天

一、പ見院〈エ〉為御餞別公家衆寄合有、本哥仙壱通

短尺十枚、油煙二十挺被遣之、

、薬樹院入来、

一、壵見院〈エ〉そば切御振舞、常照坊・七位・

青木無庵相伴〈二〉入来、垚見院今日山科

迄被参、四日〈ニ〉江戸〈へ〉発足之由也

三日〈戊/寅〉雨降〈ル〉

四日〈己/卯〉天晴

、薬樹院坂本〈〈〉帰寺、

五日〈庚/辰〉晴天

一、如例年酉之刻十日十夜開白、御院家惣

寺中本堂〈ヘ〉出仕、阿弥陀読誦、念仏

十念無量院、其已後於方丈如例雜煮

出之、退出、

六日〈辛/巳〉晴天

一、御院家、覚円坊〈へ〉御斎〈ニ〉御越、施主内藤正的:

、今日ゟ説法二座、日中御本尊御開帳、

開役東養坊、施主寂静坊取次、

一、東養坊〈へ〉開帳之施物青銅廿疋遣之也、

一、白銀壱包、今朝之為御施物内藤正的持参

七日〈壬/午〉雨天

一、祀堂七日別時回向、日中酉之刻説法二

座、
一、白銀壱包増地甚左衛門持参、祀堂別時

之礼也、一、薬樹院ゟ柚壱籠到来

_

二六

到

右之書中、

廬山寺・遣迎院〈ヘ〉覚円坊持参、明日

坂本〈〈〉可参由対談也

密厳院

三執行代

真如堂記録」の紹介 四 「元禄五年日並記」

口上書

兼而被申入置御知行所鉄炮御改之事、 文被取置候ハ、、 右証文被相添候而来八日九日

八日〈癸/未〉

晴天

説法二座

一、山門執行代ゟ書状到来、

態以手紙申達候、

然者今度由緒書之義

申進候処、

〈三〉付、

各御願之通口上書相添東叡山 御返翰昨日致到来候、委細

面談可申宣候間

両日中御越可有之候、

已上

密厳院

三執行代

十月八日

被申入儀 両日之内五ツゟ八ツ迄之内、 \(\frac{\frac{1}{6}}{6}\) 有之候間、 左様 柳原方へ可被進候、 〈二〉御心得可有之候、右之趣 外

各迄可申入旨両伝被申候、已上

柳原家

十月七日

雑掌

御坊官衆中

可被相達

追而、 右之旨御院家衆〈へも〉 候、 已上

御改之通、有無之御書付可被下侯、 右之趣、 伝奏衆ゟ申来候故申入候、 先年鉄炮

十月八日

東叡山

〈〈〉被仰遣御返翰昨日到来、

就夫一両日

一両日之内

御手紙致拝見候、然者今度以口上書御願申候儀!

二尊院

廬山寺

上乗院様

遣迎院

参上可仕候、 之内罷出候様

〈ニと〉被仰下得其意存候、

上乗院

同日

鳥居小路大蔵卿

十乗院様

追而、 例年之通宗門御改書御認被成、 近

可被遣候、已上

鉄炮改帳之儀、先年ハ御公儀〈エ〉斗指上、

伝奏衆〈へ〉ハ指上不申候〈ニ〉付、 如何可仕候哉〈と〉先年之

青御門主様〈〈〉覚円坊致参上、坊官中〈へ〉

被申入候処、 左様〈ニ〉 候ハ、柳原殿〈〈〉御越候テ様子御尋

·被成由被申〈二〉

付、

柳原殿〈〈〉致参上、

堀内内蔵助〈へ〉

、青御門主様坊官中ゟ之触書、十乗院殿よりぱ迎院覚円坊同道〈ニテ〉坂本〈へ〉可参由 覧点〈ヲ〉 掛、 尊勝院殿〈へ〉遣之也、 触書如左、

二七

千種家

為其如此候、

已上

大谷兵部卿

進藤采女

上乗院様 尊勝院様

対談候処、先年ハいか様〈ニ〉御座候共、 此度ハ御吟味成

鉄炮改帳御持参候様〈ニと〉被申渡也

九日 审 (申) 晴天

説法二座、 柳原大納言殿 〈〈〉 鉄炮改帳

為持被遣、使正明坊、 改帳如左、

高百五石 〈鈴聲山/真正極楽寺〉真如堂上乗院

鉄炮之儀、 吟味仕候処、 本坊幷寺中〈二〉壱挺

茂無御座候

鉄炮壱挺、玉目二匁、

同壱挺、玉目三匁五分

但たねヶ嶋

右之鉄炮、 山城国愛宕郡浄土寺村之内、

元真如堂門前村代官忠右衛門事金子十郎左衛門 ٤

申者、所持仕候、 五年已前、 辰ノ年鉄炮御吟味

御座候、又翌年巳ノ年御吟味〈ニ〉付、御公儀 (도)

鉄炮持参仕候様 〈ニと〉被 仰渡候間、 ヒノ年二月廿 日

指上候処、於 御公儀相対被為 仰付、役者之

預リ候様 〈二〉被 仰出、只今〈ニ〉至預〈り〉罷有候、 今度

御吟味 〈三〉付、 門前村吟味仕、則十郎左衛門幷百姓

共より手形請取、 御指上申候、弥自今已後、

無断鉄炮所持致間敷旨、 堅申付候、右

鉄炮壱挺も無御座候、 為其如此〈二〉 御座候、

已上

元禄五壬申年

十月九日 真如堂上乗院役者

覚円坊 印判

千種大納言様御内

家所図書殿

多田数馬殿

柳原大納言樣御内

田付主膳殿

堀内内蔵助殿

鉄炮御吟味〈ニ〉付指上ヶ申一札之事

四年以前巳ノ年、鉄炮御吟味〈ニ〉付拙者所持仕候鉄

門前村吟味仕候処〈ニ〉鉄炮壱挺〈も〉無御座候 一挺、巳ノ二月廿一日 〈二〉指上ヶ申候、

此度又御吟味

若隠置候ハ、如何様之曲事〈ニ〉も可被仰付候、為其

手形如件 山城国浄土寺村之内元真如堂

門前村鉄炮持主忠右衛門事

(壬/申)

年 金子十郎左衛門

元禄五

印

同村

長右衛門

印

同

久右衛門

印

覚円坊

真如堂御役者

右之一札本帳〈二〉 相添、 柳原殿雑掌 〈 L 〉 相渡

申候処、 一覧候テ一段よく御座候由 〈三〉而、 納 \(\frac{\frac{1}{3}}{3}\) 被申也、

三執行代

密厳院

真如堂

鉄炮改帳上書之覚

覚円坊・遣迎院同道 領分鉄炮改帳 〈二〉テ坂本〈へ〉罷越、 上乗院 花^選 王院

(도)

被申渡也、返翰如左 対談

芳札令披見候、先以 御門主益御機嫌能

只今日光御在山之御事〈ニ〉 候、 然者其元京

都御奉行所〈二〉而諸寺御改〈二〉付、真如堂

上乗院日光御門跡御支配〈と〉相認差出

東叡山末寺 被申度之由、 · 尤 〈と〉被致候へ共、二条御礼之格式 御朱印之砌、 本寺付

只今迄本寺並〈二〉勤来候、只今本寺付之□

趣令承知候、 御礼格式軽罷成迷惑之由、願書之 乍然京都御奉行御改之

帳面、 江戸〈へ〉参候而御朱印頂戴之御帳面

と御引合御吟味可有之と存候、左様之時分、 相違有之候而ハ上乗院為、還而不宜様〈ニ〉

存候間、 御朱印改之帳面之通、 本寺

東叡山 〈と〉書付、 被差出可然存候、 則先年

御朱印之節、 御改候 公儀之帳面本末

付写候而差越候間、

此帳面〈二〉無相違様〈ニ〉と

上乗院 九月廿二日 可被相達候、 佛頂院 恐惶謹言 判

判

城国愛宕郡洛陽本寺東叡 Щ

是ハ御朱印之写指上候時分、 寺領高百五石 傳法院如此 真如堂上乗院

書付、本多淡路守淡路守殿工被上候由也

山
ら返翰到来
之由
〈ニ〉
テ、
遣迎院
工花王院 廬山寺・二尊院・遣迎院 〈〈〉も、右之趣、 東叡

被申渡也

、山門真蔵院入来、 扇子三本入持参

金光院良盛 $\langle \mathtt{L} \rangle$ 青銅廿疋被遣之也

十日 (乙/酉)

施薬院江戸下向、 為御餞別油煙廿挺

被遣之、使僧正明房、

薬樹院出京、 一、七条〈〈〉十夜柿壱籠御進上、

十一日 〈丙/戌〉 曇天

出淡路守殿〈へ〉口上書持参、 覚円坊例年之通雑色雇申度旨、

口 上

如例年十日十夜之法事執行仕候、

就其、 十五日之朝ゟ十六日之昼迄、 雑色

衆雇申度奉願候、 尤松尾方参着之

御座候、 恒例之通、被為仰付候樣

奉願候、 以上

二九

真如堂役者

十月十一日 覚円坊 印判

御奉行様

包紙上書

上

真如堂

右之口上書月並小出淡路守殿〈へ〉持参之処、

松前伊豆守殿〈ヘ〉も右之口上書持参候而、 恒例之通、 雑色可被仰付候旨、 御返答也、 如例

年之雜色之儀、御月番〈へ〉願申上候処、 可被

仰付之由被仰出候、 為御断参上仕候由、 口上書持

参仕也、

前町両組 如例年樽壱荷・青銅二百疋被遣之也、

、正親町様〈へ〉 明日御出被成候様〈ニと〉被仰進候処、 御出可被成

〈と〉の事也、

中山中納言様ゟ御使者、 梨壱折到来

松村庄兵衛入来也、

十二日〈丁/亥〉 晴天

、寺御改之帳、 御公儀 〈エ〉指上〈ケ〉候通〈ニ〉

相認候テ、

山門花王院迄為持被遣、 花王院〈〈〉書状如左

先日者従江戸之返翰覚円坊 〈〈〉被仰聞致

承知候、 御頼申入候願之義、 相済不申残念之

御事二候、各々御苦労忝存候、就夫進置候

面認替候而、 為持進申候、 御請取可被下候、 前辺

昨日以役者右之段御断申入候、左様〈二〉 帳面御取替可被下候由申入置候、 仕進之候、 宜御心得相存候、 心得可被下候、御役人中 御支配之願仕候間、 尚期後盞御座候、恐惶謹言 〈〈〉以別紙可申入候 相済申候ハ、、 相叶不申候間、 判

花王院

御書中致拝見、寺御改帳慥 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 請取申候

由

返翰到来、

、正親町中納言様、 奥方御同道 (三而) 御出、

雑煮出、夕御膳御馳走、夜〈ニ〉入御帰〈リ〉

施薬院暇乞〈ニ〉入来、

明日罷立候由也

十三日〈戊/子〉晴天

、伯英子三回忌、向井元瑞家東山廟〈へ〉参詣、(向井売継)

正明房勤行〈ニ〉参詣、 帰 (リニ) 何茂焼香〈二〉 参

香資拾匁、 御院家御逢之已後、 雑煮出之馳走、

一、岡本右近宿ゟ重之内上ル

十四日

本院御所様裏之御殿[日〈己/丑〉晴天 御幸、 御通之節 如

念仏、 一、説法、 日中酉之刻 両座

如例年、 御出入中幷仏餉共百姓共相詰

台御断申入候通、 此方之義御公儀 直

指上候様〈ニ〉と被仰付候間、 此帳面之通少茂不相

替八月九日〈二〉指上置候間、 其通〈二〉 月日等迄

十月十二日 上乗院

 Ξ

申也、 岡本内記一家入来、妙傳寺入来

十五日 〈庚/寅〉 晴天

寅之刻、 御院家本堂 〈工〉御出仕、

御開帳、 開役東養房、 十念無量院

、御茶口切、御本尊御茶湯〈二〉被上之也

御公儀 〈ヨリ〉為警固松尾新五右衛門・与右衛門・

新右衛門・九郎右衛門・八郎右衛門参着、宿坊常照房

同道〈ニテ〉方丈〈〈〉入来、御院家御逢、其以後

料理出之、如例年馳走

日中夕座説法、 、如例御出入衆不残入来

、多賀主斗不入来、

御公儀御目付鈴木五郎兵衛・松田五左衛門暮多賀主斗不入来、 一、石川草春入来、料理出之也、

方より入来、

十六日〈辛/卯〉曇天

、辰之上刻、雑色衆警固〈ニ〉テ御院家幷

無量院・東養房本堂〈エ〉御出仕、 十日十夜

之回向説法、十念無量院、 御本尊

御閉帳首尾能御回向相済也、

、雑色衆〈へ〉之馳走、例年之通有之、諸事

首尾能相済申也、講中御出入衆何茂被帰、

今朝も石川草春入来、 御料理出之也、

洞空和尚夜前房 \(\frac{\tau}{2}\) テ御通夜被申也

七日 〈壬/辰〉曇天

> 小出淡路守殿・松前伊豆守殿 〈工〉 雑色警

固之為御礼、役者覚円坊参上、御所柿壱

籠ツ、持参也

昌純法印月忌、御院家寂静房 〈〈〉御斎〈ニ〉 御出、

青銅壱貫九百文如例年松尾新五右衛門〈エ〉

十夜警固之為礼物遣之、藤川壵兵衛

使者〈ニ〉 遣之也、

、施薬院合台徳院殿五十回忌法事料として

白銀三枚来〈ル〉、

、今日如例銭ツナギ也、 妙傳寺・松村庄兵へ

被帰〈ル〉也、

十八日 〈癸/巳〉 雨降〈ル〉

、台徳院殿五十回忌、一山出仕、法事法花

懺法、 導師御院家御勤、 御施主施薬院、

為名代家老参詣、松本隆庵〈二〉も参詣

御法事過御斎出之也

、長生院殿御参詣、御香資白銀壱包持参、

御院家御逢、 うんとん・御吸物等出之御馳走也

、清徳院殿・芳春院殿ゟ為香資白銀

壱包ツ、来〈ル〉也、

、無量院一山之衆中〈エ〉今朝之施物白銀

壱包ツ、遣之也、

十九日 〈甲/午〉 曇天

正明坊、 快応寺住職相済候 付、 青銅五百疋為御祝儀

「真如堂記録」の紹介 「元禄五年日並記」

被下之、

、青御門主様〈へ〉覚円坊参上、寺改本寺書

之儀、願相調不申由、被申上也

*この一つ書き (「一、青御門跡様〈へ〉・・」) 余白に記されている。十九日条への挿入と解した。 は、 廿日 の日付下部

廿日〈乙/未〉晴天

正親町中納言様ゟ練酒壱徳 〈り〉御到来、

廿一日 〈丙/申〉 晴天

覚円坊出向、

如例当寺之次第書遣之也

神保三郎兵衛殿・黒河与兵衛殿順見〈ニ〉 御入来、 役者

廿二日〈丁/酉〉 晴天

正親町中納言様ゟ来 《ル》廿九日大納言様、七条〈ノ〉□□

御招入被成候間、 院家〈二〉も御出被成候様〈二と〉申来 シ 也、

廿三日〈戊/戌〉 晴天

愛宕山〈へ〉 服部新平御代参、

廿四日〈己/亥〉 晴天

一、大弐〈亽〉為見舞押餅被遣也

、七条より押餅二枚御到来、幷磯田立安ゟ御薬等

被上也、

青木無庵御家来中振舞被申也

廿五日 〈庚/子〉 晴天

> 一、松雨軒様 五般被遣之、 〈エ〉御風気為御見舞うんとん

廿六日 〈辛/丑〉晴天、夜〈二〉雨降 シ

御院家、法泉坊〈〈〉御斎〈二〉御こし、 施主

いなや浄恵、後刻為御礼白銀壱包

廿七日〈壬/寅〉 曇天

御知行収納

廿八日 〈癸/卯〉

、本院御所様、 裏御殿御幸、

、青御門主様ゟ御使者、大羊羹十棹御拝

領、 御院家御使者〈へ〉早速御請被仰上也

正親町様、 明日之御振舞之儀、 御延引之由也

廿九日 〈甲/辰〉晴天

遣之也、 被遣之、長生院殿〈へも〉大羊かん三棹被 被遣之、何茂御使者藤川壵兵衛、 施薬院留守為見舞御使者、大羊かん二棹 一、十乗院殿大羊かん三棹

晦日 晴天、風はけし

一山月並之御出〈二〉出座

<u>=</u>

「真如堂記録」の紹介(四)

~「元禄五年日並記」~

経供養、

六日〈辛/亥〉晴天 五日〈庚/戌〉晴天 二日〈丁/未〉晴天 朔日〈丙/午〉晴天 、御院家、寂静坊〈へ〉御斎〈ニ〉御こし、法事 、正親町様〈エ〉昨日之為御礼御使被遣之也、 、覚円坊、 、御院家、正親町中納言様〈エ〉御振舞〈ニ〉 作時〈ニ〉御こし 覚円坊・岡本右近御供 為御施物白銀壱包持参 寂静坊、 昌純法印尽七日〈ニ〉 御院家、本堂・諸堂幷已心院様御廟〈へ〉御 已心院法印御忌日、弟子衆御斎〈二〉入来、 御院家、青木無庵〈〈〉御振舞〈ニ〉御こし 十一月 (己/酉) 〈戊/申〉晴天 八瀬釜風呂 中陰明候〈二〉付、御礼〈二〉被出、今朝之 雨天 〈二〉参上、 〈〈〉被参也 付、 御院家寂静坊 御越 八日 七日〈壬/子〉晴天 一、三執行代ゟ書状到来、如左、 岡崎村一軒焼失、 鈴木金右衛門入来、 吟味候而御書付可被遣候、已上 貢地共不知所可有様無之儀と而、 除地共年貢地とも無之寺方、洛中〈ニ〉而 帳面致下書、二条御奉行所〈へ〉掛御目候処、 之候得共、余公儀延引〈二〉罷成候〈二〉 先日被指越候寺社由緒書、未埒明所有 地共年貢地共不知寺方書抜、進候間、 味候テ書入候様〈ニ〉被の渡候、即各末寺之内、 左様之所も有之候へ共、洛外〈ニ〉ハ除地共年 〈癸/丑〉 雪降 上乗院之内 霜月八日 般舟院 二尊院 上乗院 興聖寺 〈浄土寺之内〉 元真如堂 山元宗因〈へ〉見舞〈ニ〉人遣〈ス〉也 密厳院 三執行代 此段吟 御 付、 山城分 除

四日

三日

御尋、 幷高林寺除地か又ハ年貢地歟之由、 御連状拝見、委細致承知候、元真如堂 除地 御朱印地 尚々御連書次 右之通申来〈ルニ〉 密厳院 三執行代 十一月八日 則別書〈ニ〉 覚 興聖寺之内 般舟院之内 一尊院之内 已上 (北野境内馬喰町) [山城国愛宕郡浄土寺村之内] 書付進申候間、可然様〈二〉願存候、 〈上嵯峨〉 同 同 同末寺〉 付、 相達申候、 同 〈深草〉 元真如堂 御返書如左、 高林寺 安楽行院 大応寺 功徳院 上乗院 長遠寺 嘉祥寺 不動院 興聖寺 已上 十一日 九日 十日〈乙/卯〉晴天 一、板倉義太夫ゟ書状、御祈禱之御祓大麻幷 、石柿和尚〈へ〉紫衣願之儀相済候、 、八瀬ゟ覚円坊帰寺、 、常照坊

の御酒・たうふ被上也、 御宿坊之儀、 年日光御門主御上落之御願〈ニ〉候、左候ハ、、 進上、御使者岡本右近、 寺見合候而、 土産之品々到来、使前田茂兵衛来、暦持参 書状精籠壱組被遣之、返書到来、 〈ニ〉付、少々対談申度由申来候〈ニ〉付、八瀬へ為持遣ス、 〈二〉付、為御祝儀御使者、菓子昆布百本、御 稲荷御火焼如例年、神供御酒、供物調進 永法院殿ゟ為御見舞精籠壱組到来 密厳院ゟ覚円坊〈ヘ〉書状到来、 万里小路大納言殿御家督之御児、今日御元服 〈甲/寅〉 줅 右之通書付遣ス也 已上 辰 真如堂〈二〉被成度思召候而参候間、 指図致 晴天 (真如堂) 〈し〉方、指遊候様〈ニと〉御内證より 山門密厳院入来、来 上乗院 御用之儀 為御祝儀

十三日 十二日 、板倉義太夫〈〈〉返書、 、覚円坊八瀬ゟ帰寺 、覚円坊八瀬〈へ〉被参也、 、施薬院当朔日首尾能 、万里小路大納言殿ゟ御使者、侍従元服之 、久遠寿院様ゟ御使者、 者申入候由 御意之由、 御自分〈ニも〉御出候様〈ニと〉之御口上也、 御昇進之、為御祝儀、 前田茂兵へ〈へ〉白銀壱包遣之也 之御礼〈二〉入来、 良松院〈工〉御使者被遣也、 請被仰上也、覚円坊〈ニも〉参上仕候様〈ニと〉之 磯田与平次〈へ〉御院家御逢、可参上仕由御 目見〈エ〉相済候、為御祝儀、 岡本内記入来、 竹御門主様御疱瘡被遊 八御使者御祝儀忝存候、為御祝以使 (ア/ヒ) (戊/午) 坊官中

ら書

状到来 〈二而〉、焼饅頭壱折御到来、 晴天 晴天 山門衆〈〈〉御料理被下候而 一、山元宗因先日火事見舞 公方様〈エ〉御 来〈ル〉十五日准三宮 $\stackrel{\frown}{=}$ 為御初尾金子百疋被遣 長生院殿弁 付、 為御機嫌窺 御使者 十六日 十五日 十四日 十七日 、洞空和尚ゟ書状、密柑壱箱到来、返書被成也 参上、 房〈へ〉菓子出之也、 周忌之由〈二而〉、施主桔梗屋伊兵衛参詣 壱箱、氷菎蒻壱箱献上、御使僧覚円坊 御昇進之為御祝儀、 入御帰〈リ〉、 昨日之為御礼、 桔梗屋伊兵衛金子百疋持参 御院家 久遠寿院様明日御料理被下候御礼、 御本尊御開帳、開帳役東養坊、 〈壬/酉〉 〈辛/申〉晴天 〈庚/申〉晴天 葛切壱箱覚円坊被上也 久遠寿院様〈</ 〉御振舞〈ニ〉 久御門主様 御樽壱荷、昆布 一、御本尊御開帳、寿栄尼 開帳役祥源坊、 施主堂

莊兵衛 御使者、 焼饅頭壱折献上、 御使者藤川

方

方

合

御
自
分

を

可

進

申

由

、

御約束也

逢被成、そは切出

())

御馳走、扨寺之指図致

□仰下候故、罷出候由 (w)

〈三〉而、

一々見被申也、

御院家御

(己/未)

参、覚円坊被召連、種々御馳走〈ニ而〉夜〈ニ〉

〈〈〉 覚円坊被上也、

正観院大僧正十八日〈二〉参 内之由〈二而〉出京御

〈三〉取次、 説法所望〈ニ而〉、 無量院被相勤也

油煙二挺到来、返書被成也、仕舞申候者、御見舞可申入由〈ニ而〉密柑壱籠、一、石柿和尚ゟ書状、明日参「内被仰付候、早

(白紙)

日並之雑記(壬/申)

十二月朔日

(白紙

元禄五〈壬/申〉十二月

朔日 晴天未申ノ方ヨリ大風

稲荷社・護摩堂・鐘楼堂・観音堂・薬師

午之上刻、築地之内
ら出火、本堂・鎮守山王・

卸卜算キ斤手・下劢、舀苛・元三大币丰卜、堂・惣門・方丈寺中一宇茂不残類火〈ニ〉テ焼失、

御本尊幷千手・不動、稲荷・元三大師其外、

被成也、御院家無恙供奉、土蔵二ヶ所無別条御朱印・縁起霊宝等、元真如堂〈エ〉御遷〈リ〉

大風火急故、公物蔵之外不残

相残〈り〉申也、諸道具過半焼失幷十三年 *「過半」抹消

此方之日並不残焼失、

一、方々ゟ火事見舞、別帳〈ニ〉記之也、

二日 晴天

類火仕候、乍然本尊無恙元真如堂〈へ〉遷〈シ〉申候由、一、東叡山両執当衆へ、昨朔日築地ゟ出火、本堂寺中不残

御

注進状被遣也、

一、類火御見舞別帳〈二〉記之、

(東町奉行与力) (西町奉行与力) ニヨ 晴天 覚円坊東山〈へ〉被参、念仏堂〈ニ〉はり出シ被申付也

二条御目付神沢与兵衛・本多甚五左衛門入来ル(乗町奉行与力)(西町奉行与力)

御越、中井主水〈ヘ〉も御越被成也、目付衆へも御使申遣也松前伊豆守殿・小出淡路守殿〈ヘ〉類火注進〈ニ〉一、御院家、覚円坊被召連、諸司代小笠原佐渡守殿

四日

晴天

五.日

覚円坊〈へ〉 請出 可申入由也 築地きわ〈ニ〉而三間明、並木〈ヲ〉植申度申候、本堂外堂タ 焼失も有之候かと存候間、寺中裏行十三間ツ、〈ニ〉被成、 ケ東〈へ〉よせ申度由、 四十八人講中

ら物寺中

〈へ〉使、重而本堂建立之儀、 〈シ〉 再興可仕候、 申来故、 何度も為申聞、 左候へハ本堂ノ近辺せまく御座候故 何度も願候由、 此方より返答 使 〈二〉 而東養坊 随分

一、見舞帳別〈ニ〉記之、

「真如堂記録」の紹介(四)

~ 「元禄五年日並記」~

七日 六日 九日 八日 一、見舞別〈ニ〉記之、 、仮堂普請始〈メ〉有之也 、松前伊豆守殿〈〈〉 仮堂之絵図覚円坊持参、 、仮堂・方丈仮屋ノ入札、札開、 、惣寺中寄合、講中一昨日之返答、成程御使之通、御尤 、見舞別〈ニ〉記之、 、仮堂・仮方丈〈ノ〉絵図、中井主水正殿〈へ〉覚円坊持参候処、 如左 御公儀〈エ〉御持参被成御窺可然由被申也 存候、何も相心得候由返答、 真如堂仮本堂 雲天 晴天 晴天 晴天 内陣 後門 外陣 検地 證 〈三間梁 〈三間梁ニ (三間四方) 桁行六間) 桁行九間 申遣ス也、 *「検」を抹消している 前後 四方〈壱間半〉 一、見舞別 〈壱間半/三間〉 鞘廂 〈二〉記之 御拝 十日 一、覚円坊、華蔵院〈ニ〉被参、諸司代内縁有之〈ニ〉付、 御供 出向被申也、中井主水正・本多甚五左衛門・神沢与兵へ 松前伊豆守殿見分ニ御入来、役者・惣寺中 入御覧之処、近日伊豆守殿焼屋敷見分二御出候 右之通絵図松前伊豆守殿〈へ〉持参、役人衆へ 右絵図之通被為仰付候様〈ニ〉奉願候、 方丈仮台所〈三間梁ニ/桁行六間半〉両方壱間 総図 (絵図) (絵図) 御奉行様 申ノ十二月九日 先者御待候様〈ニ〉との御事にて候也、 御入来、 桁行四間 三間梁〈ニ〉 真如堂役者 覚円坊 両 〈壱間二/三間〉 印 已上 廂 頼二被参也、

一、見舞別帳ニ記之、 一、夜〈ニ〉入鎮守御遷宮、

十一日 雪天

一、御院家、覚円坊被召連、松前伊豆守殿〈〈〉昨日之

本多甚五右衛門〈〈〉香物一持参、神沢与兵へ〈ニ〉而ハ不叶候也、本多甚五右衛門〈〈〉香物一桶御持参、御逢被成也、取次川野江右衛門礼〈ニ〉御こし、香物一桶御持参、御逢被成也、取次川野江右衛門

一、良快〈へ〉うとん・まんちふ被遣、此間道具頼置候礼也(嶺簾葫)

十二日

一、御院家、東御門主〈〈〉御礼〈ニ〉こし、常潤代官十三回忌

御焼香〈ニ〉御こし、香資二百疋御持参、

一、松雨軒様〈へ〉やうかん十棹・ミつかん一籠御持参也、

一、中井主水殿ゟ使、明日元真如堂ノ間地打ニ

可遣ニ付、覚円坊〈ニ〉御出合被成様〈ニと〉申来、使

ツク田市左衛門、

十三日 晴天

一、中井主水正ゟ元真如堂境内間数打〈ニ〉来〈ル〉

ツク田市左衛門・刑部入来、覚円坊出向被申也、

十四日 晴天

一、御院家、七条ゟ元真如堂〈へ〉御帰、

十五日 晴天

一、松前伊豆守殿、中井主水正同道ニテ元真如堂〈へ

見分〈二〉候、其後御院家・覚円坊出向申也、

態一筆指上致候、然者先以御門主様益御機嫌

能可被為成候哉、恐悦〈ニ〉奉存候、然当朔日

類火之儀、先而御注進申候て相達可申奉存候、

就夫当寺所替之御沙汰有之、仮堂普

請之儀も先者相対候様〈ニと〉被仰付、其上元

真如堂境内之間数御打被成候、若所替之

儀被仰付、元真如堂江引込候而者、当寺之

衰微〈と〉気之毒〈ニ〉奉存必定仕候ハ、、又々可申上候、

先為御注進如此御座候、恐惶謹言、

十二月十五日

上乗院

覚王院法印

佛頂院法印

一、所替之沙汰有之儀、宮様御門主・公家衆墓等有之候儀、

中井主水〈〈〉為知〈ニ〉覚円坊被参也

十六日 晴天

一、御院家、松前伊豆守殿昨日之御礼〈二〉被参、

、本多甚五右衛門・神沢与兵へ、元真如堂〈へ〉見分〈ニ〉被参、

覚円坊呼来被参也、

御門主宮様・公家衆墓地有之候而者、所々〈へ〉右之段御十七日 晴天、惣寺中寄合、寺地所替有之御汰有之〈ニ〉付、

申入可然由也、

十八日 □天

、中井主水正殿 儀、為御案内覚円坊被参也、寺中公家衆□□可然奉存也、 竹門々守殿・勧修寺殿・七条殿・富小路殿、所替之御請有之 〈へ〉内談儀有之、覚円坊被参也、 留主故、

十九日

申置而帰也

、講中

ら銀子

十枚到来、

、覚円坊、中井主水〈へ〉かたらい所替御座候共、先々 御本尊京都〈〈〉御出被成候様〈二〉仕度由、 内談有之処、

左候ハ、明日神沢与兵へ・本多甚五右衛門明日東山〈へ〉

見分〈二〉被参候間、 御出被成可然由也、

「明日」重複は原文ママ

日日 晴天

、覚円坊東山 〈ニ而〉神沢与兵へ・本多甚五左衛門

、友竹入来、今朝伊豆守殿〈へ〉参候而内意承候 願申入候処、返〈二〉者覚存候、

伊豆守殿〈〈〉可申上由也、

処、真如堂事、殊之外懇意二被仰候、所替候後、

相定有之由候也

折帋見舞衆〈〈〉礼書被遣、

廿一日 曇天、風はけし

覚円坊・理正坊東山ゟ呼〈ニ〉来〈ル〉、則被参候処、

与兵衛・甚五左衛門申渡候ハ昨日之後刻

伊豆守殿〈〈〉申入候処、成ほと尤二候、本尊御心〈二〉

ヲ寺ノ為ヲ存、被免申候、 勝手惣寺ニて先々御出可有

「真如堂記録」の紹介

「元禄五年日並記」

よし也

、方々〈へ〉礼書遣ス、

、松前伊豆守殿〈亽〉為御

礼覚円坊・理正坊参上

廿二日晴天

一、今日ゟ仮堂ノ用意、

廿三日曇天

、正親町様ゟ歳暮為御見米、 中山のいも

到来、

廿四日晴天

御院家東山〈ニ〉御こし、

廿五日雪降 ヘル

今酉之刻、 御本尊東山台当寺之仮堂〈へ〉

御遷座、 一山出仕、側時執行

廿六日曇天

寅之刻

、御本尊御開帳、 御院家御出、酉之刻閉帳

、御院家・覚円坊、松前伊豆守殿〈へ〉昨日本尊

本多甚五右衛門〈へ〉も伝奉被遣也、中井主水正〈ニ〉も

当寺〈〈〉遷座仕候由御断 〈二〉御出、神沢与兵衛

御立寄被成也

□可成候

三九